自転車の交通ルールを守りましょう

日々の生活の中で自転車に乗られる方も多いと思いますが、道路交通法が改正され、自転車に関しても交通反則通告制度（青切符制度）が適用されます。

（1）携帯電話使用等（保持）
（2）遮断踏切立入り
（3）信号無視
（4）指定場所一時不停止
等があります。

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう！
ウェブサイトから淀川警察署の
オリジナル啓発動画「いのちのヘルメット」を
是非、ご視聴ください。



♬ ヘルメット～を か～ぶり～ましょ～♪
♬ ヘルメット～を か～ぶり～ましょ～♬

自転車の交通ルールを遵守し安全運転を心掛けて下さい。



自転車の青切符制度を悪用した詐欺にも注意！！！
警察官が交通違反の取締り現場で反則金を徴収することは絶対にありません。

11月は「指名手配被疑者捜査強化月間」です。





国民の皆さんの情報提供が必要です。指名手配被疑者によく似た者を見かけたなど、どんなわずかな情報でも構いません最寄りの警察署（緊急時は110番）に通報してください。

11月1日～12月1日は犯罪被害者月間です。



Support for Crime Victims

ギュっとちゃん

「わたしにも　できる支援が　ここにある」

回覧

KOBAN

塚本交番だより

月

淀川警察署
ウェブサイト

淀川警察署
６３０５－１２３４